

（問題紙）

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

1. XとYは、深夜一人歩きの女性を狙って「ひったくり」をしようと考え、マンションや住宅が密集している付近の公道の暗闇に隠れて女性を物色していたところ、偶然にその場をかなり酔っ払った状態の女性Aが通りかかった。
2. 人通りも多い場所なので、Yはあたりの見張りを兼ねて犯行後直ぐに逃亡するために自動車の中で待機していた。Xはそれほど体力に自信があるわけではなかったため、「いい鴨がやってきた」と思い、Aに気づかれないように背後から首の周りに腕を回してひきつけ、ショルダーバッグの鎖の部分をつまみ、地面に両膝を付いたAを8メートルほど引きずるなどしたが、意外にもAは力が強く、酔いも手伝い強く抵抗したのでなかなかバッグを奪い取ることができなかった。
3. Xはなおもバッグを奪おうと引っ張ったが、Aの絶叫と両膝からかなりの出血があることに愕然としてショルダーバッグを奪い取することをあきらめた。
4. Xは「悪かった」といってその場を立ち去ろうとすると、AはXに「どうしてこんなことをするの」などと問いかけ、その後二人で立ち寄った近くの公園で身の上話をするなど親しく話し合ったりした。
5. Yは、Xがなかなか戻ってこない様子を見に来たが、XとAが親しく話し合っている様子を見つけ、拍子抜けしてそのまま立ち去った。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。

（問題紙）

以下の文章(フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

原告 X（愛知県 T 市）は、T 市営住宅条例（以下、「本件条例」という。）46 条 1 項柱書において、「市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。」と規定し、同項 6 号には「暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）」と規定されていた（以下、同項柱書及び同項 6 号の規定のうち、入居者等が暴力団員であることが判明した場合に、市営住宅の明渡しを請求することができる旨定める部分を「本件規定」という。）。なお、本件条例において、「暴力団員」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（略称「暴力団対策法」）に規定する暴力団員をいう。」と定義されている。

本件被告 Y は、本件条例に基づき、2020 年 4 月に市営住宅に入居した。その際、Y は、「名義人又はその同居者が暴力団員であることが判明したときは、ただちに住宅を明け渡します。」と記載した誓約書にサインし、X に提出していた。

X は、2020 年 10 月、愛知県警察からの連絡によって、Y が指定暴力団 A 組に所属する暴力団員であることを知った。そこで X は、Y に対して、本件規定に基づき市営住宅の明渡しを請求した。

【設問】

あなたが被告 Y の訴訟代理人となった場合、どのような憲法上の主張を行うか、論じなさい。

（問題紙）

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

甲株式会社（以下、甲社とする）は、会社法上の公開会社ではない取締役会設置会社である。甲社の取締役は、甲社創業家のAおよびB、ならびに甲社の使用人から昇格したCである。甲社の総株主の議決権のうちAが66%、Bが30%、残りを甲社創業家一族の者が持っている。Cは甲社株主ではない。

Cは令和2年5月28日に株主総会で選任され、常勤取締役として月額40万円の役員報酬を受け取っていた。甲社の定款には取締役の報酬に関する定めはなく、株主総会で個別の報酬を決定してきた。また取締役の任期は「選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と定款で定められていた。

令和4年1月に発覚したCとは無関係の不祥事をきっかけに、CはAおよびBとの間で意見が対立するようになった。

設問 次の(1)および(2)の場合において、Cは甲社に対し、令和7年5月末の定時株主総会終結の時までの役員報酬の支払請求が認められるか否か、それぞれ検討しなさい。

- (1) 取締役会においてAおよびBが結託し、Cを非常勤取締役とした上で、Cの報酬を任期途中の令和4年2月から0円に減額した。
- (2) 令和4年5月、定時株主総会決議において、取締役の任期に関する定款の定め及び取締役会を設置する旨の定款の定めを廃止する決議を行い、取締役の人数を2名とする定款の定めを新設する決議等を行った。当該定款変更の効力発生により、A、BおよびCの任期は満了した。その後、AおよびBは同株主総会によって取締役に再度選任された。しかし、Cは取締役候補者ではなく、取締役として選任されなかった。

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

*設問には、現行法に基づいて解答すること。

*解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）を明記すること。

*解答紙は、大問ごとに分けて用いること。（解答紙が不足する場合は、監督者に申し出て、解答紙を追加してください。）

Ⅰ 以下の文章を読んで、[設問]に答えなさい。

Aは中小企業であり、B銀行から5000万円の運転資金の融資を受けるために、連帯保証人になってもらうことをC信用保証協会に頼んだ。その当時、政府は、企業において暴力団を始めとする反社会的勢力との関係を遮断する指針を策定し、これを受けて、金融庁および中小企業庁は反社会勢力との関係を遮断するよう金融機関および信用保証協会に監督指針を出していた。BおよびCは監督指針に従い、Aの経営者らが反社会勢力であるかどうかについて審査し、該当しないという結論を得たあと、CはBとの間に上記Aの5000万円の債務について保証契約（以下、「本件保証契約」という。）を締結した。

ところが、本件保証契約が締結された2年後、Aの代表取締役であるDが、本件保証契約締結時に暴力団員であったことが判明した。本件保証契約には、保証契約締結後に主債務者が反社会勢力であることが判明した場合の取り扱いについての定めは置かれていなかった。

履行期が到来したが、Aが破産したため、Bは本件保証契約に基づき、Cに対して保証債務の履行を請求した。

[設問] Bの履行請求に対して、Cはどのような主張をすることができるかについて、その可否を含めて検討しなさい。

Ⅱ 以下の文章を読んで、[設問]に答えなさい。

Aは、その所有する土地（以下、「本件土地」という。）について、Bとの間で売買契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。しかし、Aは、その後まもなく死亡し、Aの子であるXおよびYがAを共同で相続した。

本件契約について、履行期になったにもかかわらず、代金の支払も所有権移転登記もなされていなかったところ、Bは、XとYに対して、代金全額を支払うので、本件土地の所有権移転登記手続きに必要な委任状・印鑑証明書等を交付するように求めた。Xは、Bのこの求めに応じたが、Yはこれに応じなかったため、所有権移転登記をすることができない状態となっている。

そこで、Xが自己の2分の1の持分について所有権移転登記手続きをするかわりに代金の2分の1を支払ってほしいとBに提案したが、Bはこれに応じなかった。もっとも、Bは、代金全額を用意していて、本件土地

の全部について所有権移転登記手続きをしてもらえさえすれば、ただちに代金を支払うことができる旨を X に伝えている。

【設問】 本件契約による所有権移転登記手続きについて Y の協力が得られない場合に、X が Y に対してとる法的手段について検討しなさい。

以上